

第十回 参議院水産委員会會議録第八号

昭和二十六年二月九日(金曜日)午後一時五十四分開会

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名發議)

○委員長(木下辰雄君) 只今から水産委員会を開会いたします。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題に供します。この法律案は参議院の水産委員会の各委員、即ち木下辰雄、秋山俊一郎、入交太藏、青山正一、松浦清一、櫻内義雄、千田正、この七名の發議であります。この法案の概要について説明を申し上げます。

第一は、現行法は、水産業協同組合共済会の理事の少くとも四分の三は、會員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人でなければならぬことになつておりますが、この他に「會員たる水産業協同組合の理事たる者」をも加えるということにいたしましたのであります。その理由は、共済会が主として水産業協同組合により構成される団体であることに鑑み、その理事について前記の地位を認めることが適當であり、これによつて共済会の運営を円滑にすることができるのであります。第二は、水産業協同組合共済会も、農林中央金庫の出資者となることのできることにいたしましたのであります。その理由は、これによりまして、共済会は農林中央金庫から資金の融通を受け、又預金をする等の便宜を得て、運

営の円滑を期することができるといふのであります。

この法案について何か御意見なり御質問がございましたらお願いいたします。

○千田正君 この法案は我々が長い間水産業協同組合の発展のために相当苦勞して作つた法案でありますので、一日も速かにこの法の実行されることを望んで止みません。でありますから、私は直ちに各位の御賛成を得て、この水産業協同組合法等の一部を改正する法律案の一日も速かに実行されんことを望むものであります。

○委員長(木下辰雄君) それでは大体御意見の御発表がございませんければ、これからこの法案の討論をいたしたいと思います。併し委員全部の大体において七名の提案でありますので、この際討論を省略いたしました採決することに御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは採決をいたします。この法案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔給員挙手〕  
○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。

なお、本會議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内

容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方の順次御署名を願います。

多数意見者署名  
千田 正 秋山俊一郎  
入交 太藏 櫻内 義雄

○委員長(木下辰雄君) 次に、水産金融の件を議題に供しますが、本日本産庁長官から水産庁案について、懇談会として説明いたしたいという御希望がおりますので、本委員会は一応これを以て閉会いたします。

午後一時五十九分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 木下 辰雄君  
理事 千田 正君  
委員 秋山俊一郎君  
入交 太藏君  
櫻内 義雄君

政府委員 水産庁長官 家坂 孝平君  
事務局側  
常任委員 岡 尊信君  
会専門員 林 達磨君  
常任委員 林 達磨君  
会専門員 林 達磨君

二月七日本委員会に左の事件を付託された。

一、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名發議)

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案  
水産業協同組合法等の一部を改正する法律

(水産業協同組合法の一部改正)  
第一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の第一部を次のように改正する。

第九十八条第二号の規定による會員を構成する者を除く。の下のに「又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。  
第九十九条を「及び第九十八条に改める。」

この場合において、第三十四条第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「會員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八条第三項又は第九十四条第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号又は第九十八条第一号の規定による會員を構成する者を除く。）」又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」と、同項但書中「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人(第十八条第三項又は第九十四条第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号又は第九十八条第一号の規定による組合員を構成する者を除く。）」又は設立の同意

を申し出た水産業協同組合の理事たる者」と、第三十九条、第四十四条第四十七条、第五十条及び第五十二条中「准組合員」とあるのは「准會員」と、第四十八条第三項中「第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条」とあるのは「第六十三条第二項及び第六十条の九」と読み替へるものとする。  
第九十八条第五項中「(第十八条第三項又は第九十四条第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号又は第九十八条第二号の規定による組合員を構成する者を除く。）」の下のに「又は會員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。  
第九十九条を「及び第九十八条に改める。」

(農林中央金庫法の一部改正)  
第二条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。  
第五十一条第一項中「水産加工業協同組合、」の下のに「水産業協同組合共済会、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の水産業協同組合法第九十條の十一第三項の規定のうち、同法第三十四條第七項に係る部分は、この法律施行前にした理事の選任についても、適用する。

昭和二十六年二月十六日印刷

昭和二十六年二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁